



# 大津市公報

平成26年3月27日  
号外(第18号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 監査委員告示

- 4 大津市職員措置請求に係る監査結果について..... 1
- 5 大津市職員措置請求に係る監査結果について..... 5

## 監 査 委 員 告 示

### 大津市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により平成26年1月28日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月27日

大津市監査委員	村	嶋	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	中	野	治	郎
同	船	本		力

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求書の提出

平成26年1月28日

##### 2 請求人

M

##### 3 請求の要旨(請求書要旨)

###### (1) 監査請求の対象者

大津市建設部路政課 平成23年度課長  
大津市建設部交通・建設監理課 平成23年度課長

###### (2) 請求の要旨

1) ① 負担行為の年月日 平成24年1月25日、負担行為番号 131852

執行額 485,100円

小事業 市道路線用地管理事業 設計、測量、調査、施工

摘 要 森林法申請図面作成委託(市道幹2017号線) (有)井門測量

② 負担行為の年月日 平成24年1月27日、負担行為番号 131619

執行額 303,450円

小事業 公共輸送対策推進費 設計、測量、調査、施工

摘 要 路線バス維持に係る森林法申請図面作成委託 (有)井門測量

建設部路政課前課長は、前①に係る負担行為を決裁し、建設部交通・建設監理課元課長は、前②に係る負担行為を決裁し歳出は執行された(甲1, 2)。そして、平成24年2月10日、大津市長は滋賀県知事に対し申請図面を添付して2件の保安林解除申請書を提出したが(甲3, 4)、平成25年11月25日に申請書を取下げ(甲5)、滋賀県から森林法違反に対する是正計画書の提出を命じられるに至った(甲6①②)。審議中では負担行為決裁の不当に言及できず、同決裁日から1年以上経過したが申請書の取下げと是正計画の提出を命じられたことから監査請求するものである。

##### 2) 市道幹2017号線森林法図面作成の負担行為決裁の不当について

① 現在当該地区の「地図」はプラス表示の集合地番であるが(甲16)、申請書添付の平面図は81-2ないし15の地番が配置されておりデタラメである。そして解除申請書の森林所在場所を「旧81番の一部」と云い、その所有者を「大津市」と云うが、集合地番の中にその記載はなく、大津市の所有権を表す登記簿謄本はない(甲19)。つまり当該負担行為の決裁は、存在しない地番の土地所有権を大津市と騙って図面作成委託したもので、その図面は解除申請に使用できないマンガである(甲3)。これでは何年経っても解除できず不当以外のなにものでもない。

- ② 大津市は市道幹2017号線の指定解除の理由で(甲3)、大津市は大正9年から市道594号線と云々するが、市道594号線の起点は石山千町赤川で終点は石山千町である(甲18)。当該保安林は石山内畑町で、大津市は無断転用の言い訳に市道の拡幅を捏造して図面作成を委託したもので、作成した図面はこれまたマンガに過ぎない。
- ③ また市道終点の広場は(有)IとS寺の係争地で(甲20)、係争はS寺が敗訴を踏まえ、昭和59年に(有)Iから係争地を含む保安林を購入して和解したが、大津市はその後の昭和60年にS寺から係争地を81-15に分筆して寄付を受けながら、S寺に「昭和38年寄付」の承諾書を書かせて虚偽の登記をし(甲21①②)、一連の土地を昭和38年に寄付を受けたと測量図面を提出するが、ウソの図面では解除できない。
- ④ 更に大津市は地籍測量図の組合わせを云々するが、組合わせた図面が昭和49年の分筆登記に使用された「土地所在図」である(甲17)。これは土地所有権を持たない大津市が、これまた所有権を持たないM氏なる無法者と(甲22の黒塗りの下)、保安林を無断転用した道路敷を里道と登記するため、国有地の管理者滋賀県を装って官民境界確定図を捏造し(甲22)、それを別途滋賀県と確定した官民境界確定協議書と一緒に法務局に持込み(甲23)、虚偽の分筆登記を行ったことは甲22と土地所在図(甲17)を照合すれば一目瞭然である。しかも大津市は己が行った虚偽の登記をもって「市道敷は公図からして無番地で、保安林でない、昭和38年の改修工事は、無番地の区域内で行われた作業で、保安林解除の手続きは必要としない」と回答した立派な地方公共団体で(甲15)、こんな当時の担当者「前副市長」と建設部長は時効がなければ刑務所行きである。
- ⑤ そして土地所在図(甲17)、「里道と分筆地の位置関係を明にすること」「外周の隣接地番不明、市道の地番？」の付箋が貼ってあり、これが集合地番の根源で(甲16)、保安林解除の手続きP256下欄に(甲7)、「この申請が不適法であって、補正できるものであるときは直ちに補正を求め、補正できないものであるときは却下する」とある。すると当該申請は2年経っても補正できない不適法が明白である。ただ大津市は「申請書を提出すれば、滋賀県が審議中の案件として解除確定まで公文書非公開とする」(甲9)、つまり滋賀県が不正を闇に葬ってくれることを期待してとりあえず申請したもの(甲8①②)、それがバレて中間の滋賀県から補正を求められ、対応できずに申請を取下げたのである。大津市はこの申請書の取り下げに「引き続き集合地番の解消に取り組む」とあり、集合地番の解消が重要な認識があったことは事実である(甲5)。ただ表示登記である集合地番を解消しても新たに大津市の所有地が生じることはない。請求対象者はこれを認識し、集合地番を解消すると所有権の主張と矛盾する結果となり、所有権がないことを認めなければならないので、当初より故意に集合地番の解消をしなかったのである。
- 3) 路線バス維持の森林法申請図面作成委託負担行為決裁について
- ① K社は路線免許を受けるにあたり、終点地番を当該保安林外の25番と偽り(甲10)、大津市は近畿運輸局の照会に「問題なし」と回答して不正に路線免許を取得させ、以後路線バスの公共性を大義名分に森林法違反を繰返したもので、そもそも宗教法人所有の実質有料駐車場を(甲13②)、大津市が保安林解除申請するのは政教分離に反する。また路線バスの運行毎17日は宗教法人の縁日で、宗教行事の信者の移動に公共性はない。
- ② そして風致保安林で駐車場の解除はできず、その他の解除も解除面積は必要最小限で、現在K社は信徒会館前の広場で回転しており回転場は不必要である(甲13①)。何より平成5年12月、大津市らの不正がバレて林野庁治山課で、駐車場は「原状復旧」が決定済で(甲11)、交通・建設監理課元課長はそれを知りながら(甲12①②)、滋賀県に不正を働きかけて今日まで宗教法人に駐車場として使用させたもので(甲13①)、保安林解除できないこと十分承知で負担行為を決裁したもので不当である。
- 4) 【結語】
- そこで請求人は平成23年度建設部路政課長に485,100円を、また平成23年度建設部交通・建設監理課長に303,450円を大津市に対し返還を求める。
- 5) 平成26年2月7日に提出された補充資料(追加請求要旨)
- ① 旧市道594号線の終点は現N T Tドコモの入口から北西に、岩間寺の本堂前を通過して至宇治市で(甲25-青色)、この里道は石山寺から岩間寺を経て宇治市に至る古からの参拝道である。昭和35年、大津市はこの里道が市道であるとして国から払下げを受けて82-1になり、同じく本堂前から内畑に至る里道を市道733号線に認定して払下げを受けて82-2となった。この際、大津市が作成した払下げ図面が存在し(甲26)、左欄の(A)に『市道』の記載があり旧594号線、後の市道517号線のはずであるが、捏造した甲22は現N T Tドコモの入口から南東に、突当たりの係争広場を飛越えて宇治に至る道が市道517号線とはマンガである。また82-1の本堂前から至石山までを隠滅したの

である。

- ② 甲26の「至石山」の位置と甲24の「筆界③」は、集合地番の解消にあたり、81の範囲を特定する“地図の訂正”に絶対必要である。しかし大津市は82-1を現地に復元すると、S寺(I寺)の信徒会館が市有地を占有しているのがバレるので(甲22)、「市有地復元の直接の利害関係者は寺と市で、他者に依頼される必要がない」と、当該駐車場の解除申請担当課長は復元を拒否したのである(甲27②)。更に大津市は今なお捏造甲22を情報機器端末で市民に閲覧させ交付するばかりか(甲28)、解除申請提出前の平成23年2月に市道敷の所有権云々し、申請後の平成24年9月になっても「訴訟の下準備」云々したことは事実であって(甲27①②)、当初から地図の訂正等申請要件を満たす認識がなかったものである。
- ③ S寺は市道終点土地所有権確認請求事件準備書面三で(甲20)、「土地所在図は(甲17)、I(株)が分筆登記申請に際し、被告の境内地を取り込んで勝手に作成し法務局に提出したもので信用できない」、また四では「被告は昭和49年6月、本件土地を含む境内地を大津市に市道敷として寄付し、これが採納されて市が道路工事を施工して市道に認定された」と主張した。官民境界線の民地所有者S寺が勝手に作成したと云い、寄贈者S寺が寄贈日は昭和49年と云うのに、大津市は馬の骨と官民境界線を記載した図面を捏造し、虚偽登記をし、また昭和38年に受贈したとは、81-15と同じ手口である(甲21①)。
- ④ 古から参拝者が踏み固めた甲24の③~③、石山寺道である真の里道は、一部を残して昭和57年に里道の管理者滋賀県知事と確定済みで、確定した国有地面積を保安林の総面積から減算、道路面積と境内地に取り込まれた面積を保安林面積に加算、これが地積更正で、当該地図の訂正に不可欠であることを法務局の登記官は大津市に指導したが、表示の登記で大津市の所有権を主張できないことを知り、申請の取下げ後ものらりくらり時間稼ぎするもので大津市中枢の不正である。

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法(以下「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、平成26年2月7日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述には、請求人が出席し、大津市職員措置請求書に従いその主旨を述べたほか、補充資料が提出された。請求人の陳述の概要は次のとおりである。

- (1) 保安林解除のためには、法務局備付け公図の集合地番の解消がまず図られるべきで、それをせずに、保安林解除申請を行った。これでは保安林解除が許可されるはずはなく、申請のための図面作成委託料は、不当な経費の支出に当たる。
- (2) 路線バス維持の保安林解除申請図面作成委託については、当該地が宗教法人の所有地であること、駐車場目的で風致保安林の解除はできない。このことを十分承知の上で、保安林解除申請のための図面作成委託料を支出したことは、不当な経費の支出である。
- (3) 監査請求が支出負担行為等財務会計行為から1年以上経過していることについては、保安林解除申請中では、委託料の支出の可否の判断はできない。申請書の取下げと是正計画書の提出を命じられたことで、申請のための図面作成委託料は不当な経費の支出となった。そのため、1年以上経過しているが、正当な理由に当たる。

### 2 関係職員の意見の聴取

法第199条第8項の規定に基づき、関係書類の提出を求めるとともに、平成26年2月17日に監査室において、建設部管理監(道路建設課長)、交通・建設監理課長、路政課長、その他関係職員が出席し、大津市職員措置請求に係る意見書に基づき意見を述べた。その概要は、次のとおりである。

- (1) 保安林解除申請に必要な図書の作成を委託したもので、結果として申請を取り下げることとなったが、今後もその成果品をもとに保安林解除事務を進めていくので、委託料の支出は不当な経費の支出に当たらない。
- (2) S寺は、市内に所在する重要な札所の一つであり、観光振興を目的とした路線バスの維持には、バス方向転換場の確保が必要であることから、本市が保安林解除の申請を行った。そのためには、図面等の添付は必要であり、それらを委託によって作成したものであって、今後においても必要な資料と考えており、不当な経費の支出に当たらない。
- (3) 請求人は、森林法申請図面作成委託(市道幹2017号線)の財務会計行為については、平成24年4月6日付け公文書部分公開決定により同日に、また、路線バス維持に係る森林法申請図面作成委託の財務会計行為については、平成24年3月12日付け公文書公開決定により同月15日にそれぞれ公開された歳出執行簿で認識しうる状況にあった。いずれにしても措置請求は、財務会計行為から既に1年以上経過しており、また、経過したことにしても正当な理由がない。

## 3 監査の対象及び判断

## (1) 住民監査請求の趣旨について

請求人の主張の要旨は次のとおりである。

森林法に基づく保安林の指定解除の申請に当たっては、必要とされている該当地番、区域等の確定という要件が充たされていないにもかかわらず申請を行った。この指定の解除申請に当たって必要とされる申請図面の作成業務を委託しているが、解除申請に具備すべき要件が充たされていない事実から、当該委託は不適正なものであることは明らかであり、申請図面の作成は、そもそも無用な業務の委託である。

解除申請の不当性は、処分権を有する県知事からの補正の指示に対しても目処がたたず、引き続き集落地番の解消に取り組むとして、市長が保安林解除の申請を取り下げたことでも明らかである。

このことから、請求人は、下記に記載の各図面作成委託に伴う支出行為は、不当な財務会計行為と言えるものであって、これらの財務会計事務を行使した担当課長に返還を求めるべきものであるというものである。

委託業務名	委託料	支出負担行為	支出命令日	支出日
森林法申請図面作成委託 (市道幹2017号線)	485,100円	平成24年1月16日	平成24年3月23日	平成24年4月5日
路線バス維持に係る森林法申請図面作成委託	303,450円	平成24年2月10日	平成24年4月2日	平成24年4月16日

## (2) 法第242条第2項の適用について

住民監査請求の請求期間については、法第242条第2項で「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」と規定されている。

本件住民監査請求についてみると、森林法申請図面作成委託 (市道幹2017号線) (以下「A委託」という。)及び路線バス維持に係る森林法申請図面作成委託 (以下「B委託」という。)に伴う財務会計行為が行われた日は、上記の表に示したとおり、A委託については、支出負担行為が平成24年1月16日、支出日は同年4月5日で、B委託については、支出負担行為が同年2月10日、支出日は同年4月16日であり、それぞれ財務会計行為は完了しており、本件住民監査請求が提出された平成26年1月28日では既に1年が経過しているため、原則として住民監査請求を行うことはできない。

次に、同項ただし書にいう正当な理由の有無について検討する。

## (3) 正当な理由の有無について

① 法第242条第2項ただし書の「正当な理由」に関し最高裁判例においては、「当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くことが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。」とし、そして、「当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とし、このことは、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」としている。

② 同判例により改めて検討してみると、請求人が証拠書類として添付しているA委託に係る歳出執行簿及びB委託に係る歳出執行簿については、大津市情報公開条例第16条の規定により、A委託に係る歳出執行簿は平成24年4月6日、B委託に係る歳出執行簿は同年3月15日に、それぞれ実施機関により本件各保安林解除申請書等とともに請求人に対して開示されている。請求人は、これら公文書の開示を受けることにより、本件各支出とほぼ時期を同じくして、その存在及び内容を知ることができたとすべきであり、当該知ることができたと解される時から1年を超えて本件住民監査請求をするに

至っている。

このことから判例が示すように、当該行為の存在及び内容を知り得ることができたと解される時から相当な期間内に本件住民監査請求をしたとは言えず、法第242条第2項ただし書に規定する期間徒過について正当な理由があるとは認められない。

- ③ なお、請求人は、請求期間の徒過を県知事において保安林解除申請案件が審査されている間は、財務会計行為の不当性は明白とは言えず、市が平成25年11月25日に申請を取り下げたこと、また、同月26日に県知事から市長に対して、是正計画書の提出が命じられたことを受けて、一連の財務会計行為の不当性が明確に確認されたため、平成26年1月28日に本件住民監査請求を行ったものであり、同項ただし書にいうところの、期間を徒過したことに正当な理由があると主張しているので、この点について検討する。
- ④ 住民監査請求は、職員等の財務会計上の行為を違法、不当として、当該行為の防止、是正、普通地方公共団体が被った損害の回復等、必要な措置を求める制度であって、本件のような保安林指定の解除申請、同申請の取下げ等、その後に行われた行為は、先行する財務会計行為の是非の判断に影響を与えるものではない。更に、請求人がいう保安林指定の解除申請の取下げ及び県知事による是正計画書の提出の指導は、森林法の適用に関してであって、住民監査請求期間の徒過の理由として斟酌すべき要素となり得ないと考えられる。

#### (4) 判断

以上のことから、本件住民監査請求が提出された平成26年1月28日には既に1年が経過していることから、法第242条第2項本文の適用を受け、また、同項ただし書にいう正当な理由は認められないと判断する。

### 第3 結論

以上の結果、法第242条の要件を充たしていないと認められることから、本件住民監査請求は、不適法なものとして判断する。

### 大津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により平成26年2月14日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月27日

大津市監査委員	村	鳶	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	中	野	治	郎
同	船	本		力

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求書の提出

平成26年2月14日

##### 2 請求人

M

##### 3 請求の要旨（請求書要旨）

###### (1) 監査の対象者

大津市建設部路政課 平成20年度係長

###### (2) 請求の要旨

宗教法人S寺は、市道幹2017号線に旅館に使用する水道送水管を埋設するので、大津市は占用料を徴収しなければならない。しかし元係長は平成21年3月18日付占用許可書で、平成21年4月1日から平成26年3月31日まで5年間の占用料を免除した（甲1）。この占用は昭和54年2月に許可され（甲2）、大津市は昭和60年3月まで占用料の徴収を行ったが、旅館の所有権が（宗）S寺になった昭和62年6月8日になって、昭和60年3月に遡り市長裁定で「減免」にしたのである（甲3）。しかし（宗）S寺所有の鉄筋コンクリート4階建信徒会館は、竣工が昭和50年で用途は「旅館」であり（甲5）、昭和62年2月27日には旅館業の許可申請を行っている（甲4）。そして信徒会館に必要な信者等の飲料水、水洗便所と浴場等に使用する水を、「文化財保護法に基づく消防施設」と位置付け、市長裁定で減免できるとはユニークであるが誤りである。よって元係長の占用料免除は、元市長の（宗）S寺への利益供与、職権乱用の「減免」を引継いだ不当な更新で徴収の怠慢である。

**【結語】**

そこで請求人は、元係長が給水管管理設占用料の徴収を怠り、市に損害を与えたので、平成21年4月1日より平成26年1月31日までの5年分の占用料@54円×2,300m×5年=621,000円を、大津市に対し返還を求める。

**第2 監査の実施****1 請求人の証拠の提出及び意見陳述**

地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成26年2月21日、監査室において、請求人に対し証拠の提出及び意見陳述の機会を設けた。

意見陳述には、請求人が出席し、大津市職員措置請求書に従いその主旨を述べた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、措置請求書に記載の提出年月日、請求の対象者（職氏名）及び請求されるべき額等について訂正の申出があった。

**2 関係職員の意見の聴取**

法第199条第8項の規定に基づき、関係資料の提出を求めるとともに、平成26年3月13日に監査室において、建設部長、路政課長、河川課長、その他関係職員が出席し、大津市職員措置請求に係る意見書に基づき意見を述べた。その概要は、次のとおりである。

- (1) 本件水道引込管の占用に関しては、昭和54年2月にS寺から給水引込みの道路占用願が出されたが、同寺が給水区域外にあるため、自ら給水区域内に受水施設を設け、水道管を布設するとともにポンプ施設を設け、ポンプ圧送を行い管理・利用されてきたもので、水道引込管布設のため市道幹2017号線の占用を認めてきた。
- (2) その後、昭和62年の占用手続きに際して、同寺が保有する重要文化財を護るための消火設備の施設として占用料を減免することとし、更新を経て今日に至っている。なお、平成21年度の更新に関しては、請求人提出の事実証明書（道路占用許可書・更新）のとおり、平成21年3月18日に同年4月1日から5年間の占用許可、占用料金の免除を決定したものである。
- (3) 請求人は、本件道路占用許可及びこれに伴う道路占用料の免除決定については、平成24年4月2日に情報公開条例の規定に基づき、各処分に係る関係公文書の開示を受けており、法に規定する監査請求期間を超えて住民監査請求を行ったもので、不適法なものである。

**3 監査の対象及び判断****(1) 住民監査請求の趣旨について**

請求人の主張の要旨は次のとおりである。

I 寺信徒会館への給水管に係る大津市道の占用については、昭和54年2月に占用許可を行って以降、許可行為の更新を経て今日に至っている。一方、道路占用料については、当初は、大津市道路占用料条例（以下「条例」という。）の規定に従って算出された所定の道路占用料が徴収されてきた。

しかし、同会館の所有権が宗教法人S寺へ移転されたことから、昭和62年6月に至って、信徒会館における飲用水等であるにもかかわらず、「文化財に対する消防設備用の水利」であり、「S寺の飲用水としては使われていない」として、文化財保護の観点から道路占用料を免除することを決定し、昭和60年4月に遡及適用して以来、今日まで占用許可の更新の際には、この考え方を踏襲している。

については、平成21年4月の道路占用の向こう5年間にわたる占用許可に当たっても同様の理由により、道路占用料の免除を決定している。当該免除の決定について、決裁を行った当時の担当係長は、元市長のS寺への利益供与、職権濫用による免除方針を引き継いだもので、決裁権者として不当な判断と言わなければならない、この結果、公金の徴収を怠ったものである。

以上のことから、請求人の求める請求は、「平成21年4月から平成26年1月31日までの間における道路占用料の免除について、決裁権を行使した担当係長に返還を求めるべきである。」というものである。

**(2) 法第242条第2項の適用について**

道路占用料の徴収方法については、条例第4条において「占用料は、道路の占用を許可したときにその全額を徴収する。」と規定されており、財務会計上の行為のあった日又は終わった日は、占用を許可した日となる。

一方、違法に財産の管理を怠る事実があるとしてなされた住民監査請求に対し、最高裁判例では、「監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」としている。

条例の主旨及び前記判例に照らして本件住民監査請求をみると、道路占用の許可に併せて、道路占用料を免除する旨の決裁を受けて、S寺に対して占有期間、占有料金の免除その他占有許可の条件を通知していることから、道路占用の許可処分が行われた平成21年3月18日が財務会計上の行為のあった日又は終わった日と解することができる。

以上のことから、本件住民監査請求は、財務会計上の行為のあった日又は終わった日と解することができる平成21年3月18日から、既に1年が経過していることから、原則として住民監査請求をすることができない。

次に、同項ただし書にいう正当な理由の有無について検討する。

(3) 正当な理由の有無について

① 法第242条第2項ただし書の「正当な理由」に関し最高裁判例においては、「当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くことが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。」とし、そして、「当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とし、このことは、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」としている。

② 同判例により改めて検討してみると、請求人が証拠書類として添付している道路占有許可に係る平成21年3月13日付けの起案書及び同月18日付けの道路占有許可書(更新)の写しについては、大津市情報公開条例第16条の規定により、平成24年4月2日に実施機関から請求人に対して開示されており、いずれの書類にも「占有料免除」又は「占有料金 免除」との記載がなされている。

請求人は、これら公文書の開示を受けることにより、その内容を知ることができたというべきであり、当該知ることができたと解される時から1年を超えて住民監査請求をするに至っている。このことから判例が示すように、当該行為の存在及び内容を知り得ることができたと解される時から相当な期間内に本件住民監査請求をしたとは言えず、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは認められない。

(4) 判断

以上のことから、本件住民監査請求が提出された平成26年2月14日は既に1年が経過していることから、法第242条第2項本文の適用を受け、同項ただし書にいう正当な理由はないと判断する。

**第3 結論**

これらのことから、本件住民監査請求については、法第242条の要件を充たしていないことから、不適法なものと判断する。